

『写本太平記  
参考太平記  
見合抜書』解説、  
付『軍記抜書九種』覚書

長\* 坂 成 行

要 旨

内閣文庫所蔵の『軍記抜書九種』は「保元物語」「平治物語」「平家物語」「源平盛衰記」「太平記」「明德記」「応仁記」の抜書であるが、これらは江戸時代の故実家伊勢貞丈が「五武器談」「武器考証」を執筆するための準備段階の抜書として作成したものらしい。このうち「輝林林祥認見合抜書」の写本は、その校異から判断すると玄玖本系統の今日知られていない一本であることが判る。また「武器考証」所収の「異本太平記抜書」の異本は金勝院本系統（丁類本）の、これも今日知られていない一本である可能性が高い。このように「軍記抜書九種」は江戸期故実家の仕事ぶりを窺うだけでなく、軍記の諸本研究の上からも注目すべき資料である。

小稿は本誌一九号（一九九一年三月）で翻刻に付した表題の書の解説を試みるものである。本書については旧稿<sup>1)</sup>でごく簡略に紹介したことがあるが、『参考太平記』以後の異本研究の足跡を示すものとして、また現在所在不明の『太平記』写本の本文を推定する上で貴重な資料と思われる。

一 『軍記抜書九種』

はじめに本書が収められている『軍記抜書九種』の概要について触れておく。

〔軍記抜書九種〕

○国立公文書館内閣文庫蔵、架蔵番号214・34

○写本二十六冊、各冊右上に「軍記抜書九種共二十六冊」と墨書した題簽を貼る。但し各冊右下或いは左下に「共四十八」と打付書があり、ある段階で四十八冊存したことを示すものか。

○表紙は淡土色、その上中下に横縞文様あり。各冊左上に「参考保元物語抜書 自一至三下」の如く外題を打付書にする。本の大きさ縦二九・五センチ、横二一・〇センチ。

○楮紙大和綴、一面の行数・用字は各種により異なる。

○「浅草文庫」「日本政府図書」の朱印あり。

○書写年代は江戸中期か。当然のことながら『参考保元物語』『参考平治物語』（元禄二年（一六八九）成立、同六年刊行）・『参考太平記』（元禄二年成立、同四年刊行）より後になる。

○以下全二十六冊の外題と巻数を示す。

(1) ①参考保元物語抜書

- (2) ②参考平治物語抜書  
 (3) ③平家物語抜書(巻一〜巻五)  
 (4) 同右 (巻五〜巻六)  
 (5) 同右 (巻七〜巻九)  
 (6) 同右 (巻十〜巻十二)  
 (7) ④源平盛衰記抜書(巻一〜巻十)  
 (8) 同右 (巻十一〜巻二十)  
 (9) 同右 (巻二十一〜巻三十)  
 (10) 同右 (巻三十一〜巻三十五)  
 (11) 同右 (巻三十六〜巻四十)  
 (12) 同右 (巻四十一〜巻四十八)  
 (13) ⑤盛衰記抜書  
 (14) ⑥参考太平記抜書(巻一〜巻八)  
 (15) 同右 (巻九〜巻十二)  
 (16) 同右 (巻十三〜巻十五)  
 (17) 同右 (巻十六・十七)  
 (18) 同右 (巻十八〜巻二十二)  
 (19) 同右 (巻二十三〜巻二十六)  
 (20) 同右 (巻二十七〜巻三十一)  
 (21) 同右 (巻三十二〜巻三十五)  
 (22) 同右 (巻三十六〜巻四十)  
 (23) ⑦写本太平記参考太平記見合抜書(巻一〜巻二十)  
 (24) 同右 (巻二十一〜巻四十)  
 (25) ⑧明德記抜書  
 (26) ⑨応仁記抜書
- 以上二十六冊は○内に示したように九種に分かれ、それ故表題のよ  
 うに称される。

以下、各種についてその内容を略記する。

①参考保元物語抜書

漢字片仮名交り、一面八行、はじめに二丁半分の目次がある。本文の冒頭を引用する。

参考保元物語一上

後白河院御即位段

京師本杉原本鎌倉本並云

八月十五日ニモ成又今日ハ駒牽トテ左馬寮ノ使国々ノ御牧ノ駒

ヲ牽ル、官使相坂関ニ行向テ是ヲ請取

(参3頁下)

鳥羽院崩御段

愚管鈔云

其後親範現存シテ民部卿入道トテ八十マテイキテアリシニカク

人語ルハイカナリシト問侍ケレハ……………車ハチラシアヒ候

シニ召次カ礫ニテ(下略)

(参10頁下)

以上の如くではば百丁程ある本書は筋書の抄出が目的ではなく、何らかの注か校異をつけるための草稿かと思われる。ただ印象として武器・服装・故実等に係る記述の抜書が多いように感じられる。②参考平治物語抜書も①と同様の書である。

③平家物語抜書

表紙外題の右、或いは内題の下に、

板本城方本岡橋本は巻第一より巻第五に至長府本は巻第一より巻第十に至

とあり、板本等と長府本の巻数の相違を指摘している。これから判るように本書は板本(流布本)・城方本(内閣文庫蔵慶長書写城方本か)

・岡橋本(未勘)・長府本(長門本)の四本を校合したものである。

漢字平仮名交り、一面八行。以下に冒頭の部分を引用する。

## 平家物語巻第一

## 祇園精舎の段

忠盛の朝臣備前守たりし時鳥羽院の御願得長寿院をさうしんして……  
 ……観覧をふるに……あிரりよにおうせすといふことなし……  
 ……道師すてに参のそみたまふ……御ふせは千石千疋金千兩其上に御加布施御堂の前につみおかれたり……

## 殿上闇打の段

忠盛……さんたいのはしめより大きなさや巻を用意し……  
源平本は二居すあり、東帯の下にしとけなげにさしほらし……やはらの刀をぬき出してびんにひきあてられたり……

右のように各段を抜き出して四本の異同の注記がある。これも全体として武装等への興味が察知される傾向にある。

## ④源平盛衰記抜書

漢字片仮名交り、一面七行。本書も章段名を示し『盛衰記』の本文を抽出したもの、一例を示す。

## 五節ノ夜闇打并周ノ成王ノ臣下ノ段

(前略) 内々有二用意、爰二忠盛朝臣ノ郎等二進三郎大夫季房カ  
 子左兵衛尉平家貞ト云者アリ……家貞ハ布衣ノ下二萌黄ノ腹巻  
 衛府ノ太刀佩烏帽子引入袖纏テ殿上ノ小庭ニアリ、子息平六家長  
 ハ歳十七長高、骨大ノ剛ノ者度々ハカ子ヲ頭ノ違キ者コレモ布衣  
 ノ下二紫威ノ腹巻著テ赤銅造リノ太刀佩テ無官ナレハ徐々トノ左  
 右ノ手ヲ土ニツキテ犬居ニ居テ……ツト可ニ打入ニ支度也……  
 ……忠盛朝臣黒鞘巻ヲ装束ノ上ニ横タヘ指ノ支度計ナキ体ニテ腰ノ  
 程ヲ(下略)

校異や注を書き入れるための草稿かと思われるが、これもやはり武装等への興味が基づく抜書であろう。というのは本書④は次の⑤盛衰記抜書と関係があると思われるからだ。

## ⑤盛衰記抜書

本書は他書とは形式を違え、その目的がかなり明確にうかがえる。即ち『盛衰記』から武器・武装等に関する語句・詞章約二三〇項目を上段に抜き出しその下段に注を記入したもの、但し下段の注は未記入の所もあり、特に巻二十二以降は注は二箇所(それもごく簡略)しかなく未完であろう。冒頭を引用してみる(この部分、下段の注なし)。

## 盛衰記巻第一

## 五節闇打段

(A)家貞布衣ノ下二萌黄ノ腹巻衛府ノ太刀佩烏帽子引入袖纏テ

同

(B)家長布衣ノ下二紫威ノ腹巻著テ赤銅造ノ太刀佩

同

(C)忠盛黒鞘ヲ装束ノ上ニ横タヘ

ここで(A)と(C)とした詞章は、前書④の引用で傍線を付した(A)と(C)にほぼ一致する。以下本書⑤が掲げる語句は前書④の抜書の中に見出すことが出来、即ち④から更に抜書して⑤を作ったものと推測される。因に⑤は漢字片仮名交り、④と同筆と思われる。次に⑤の注の例を示す

(一)内が下段の注。

## 盛衰記巻第二

清水寺縁起段(新定本一、144頁相当)

頼政白キ見絞紗ノ水干小袴ニ藍摺ノ帷着テ立烏帽子ニ太刀帯テ胡  
 籙ハ負ス浅沓ハケリ

(頭絞紗ニ作ルヘシ、小袴古ヘ武家ニ多取扱タル事ニテ、故実ノ書ニモ所々ニ見ヘタリ、其製法祥ナラネ共、大概今ノ葛袴ノ如クニテ、短ク足ノクルブシ長ケニモ仕立タルモノトミヘタリ、地ハ平絹又ハ布ヲ用タルカ、猶追而可考)

このようにならり考証的な注と言える。巻十五の一節には「保元物語

羽太野力事、太平記羽賀事、可見合<sup>レ</sup>などとあり、他の軍記についても同様の検討をしていたことを窺わせる。

⑥参考太平記抜書

表題どおり『参考太平記』から抜書したもののだが、目的が今一つ不明である。漢字片仮名交りで一面七行、④⑤と同筆か。冒頭を引用しておく。

参考太平記 一

後醍醐ノ天皇御治世<sup>附</sup>武家繁昌ノ段

後鳥羽ノ院……義時ヲ滅サントシ給ヒシニ承久ノ乱出来テ天下

暫クモ静ナラス、遂ニ旌旗日ヲ駢メテ宇治勢多ニシテ相戦フ……

諸皇子<sup>附</sup>立太子ノ御事段

此ノ一二ノ御子ハ各金闕ニ宿廬ヲシメ給ヒ南面照臨ノ朝礼ニモ冠

帯ヲ正シテ日暮ニ侍從シ給ヘリ云々

これも梗概書とは思われず、新たに校異か注を付すための台本であろうか。

なお同じ内閣文庫に『参考太平記綱要』(167・80、外題は『太平記綱要 全』)なる一冊の写本がある。これは奥書に、

享保七年壬寅冬十一月十八日東都

右内史<sup>臣</sup>下田幸大夫<sup>師古</sup>奉

命考訂十二月二十四日詣 闕進之

とあり、享保七年(一七二二)幕府奥右筆下田師古<sup>ともひら</sup>が命を奉じ考訂し朝廷に献じたものらしい。『参考太平記』の公刊(元禄二年(一六八九)から三十余年後である。こちらの方は筋書の抽出であり南北朝内乱史の概要を簡便に知ることが出来、『綱要』の名に相応しい。その様式を巻一から示す。

巻之一

人皇九十五代後醍醐天皇ノ御宇ニ当リテ武臣相摸守平高時武威

ニ伐リ朝憲ヲ蔑ニシテ奢リ甚シキニ因リ天皇密ニ近臣ニ命ノ彼レヲ亡サン事ヲ謀リ武士ヲカタラハル、其ノ内土岐頼員此企ヲ妻ニ語ル、妻又父利行ニ告ク、利行ハ六波羅ノ奉行タルユヘ頼員ヲ諫メ六波羅常盤駿河守ニ訟フ、因テ

正中元年閏五月十日、一味ノ輩ヲ六波羅へ捕フ、是ニ於テ七月

七日宣房ヲ勅使トシテ告文ヲ鎌倉ノ高時ニ賜ハルニ因リ武家御治世ヲ綺ハズ近臣俊基ヲモ免ス、然レ共資朝ハ隱謀ノ張本ナレ

ハトテ佐渡へ流ス

以上が巻一の梗概である。年月日を記す箇所は二字上げにし年代記を意識させる点、また一巻中の項目の頭に○印を付すなどして読み易さを計る点に特徴がある。全一三三丁、漢字片仮名交り、一面七行、人名・地名・官職名・年号に朱引を付す。内題に『参考太平記綱要』とするが、異本に触れたところはなくただ底本として通行の『参考本』を使用したという意味であろう。筋書摘記の抜書としては他に古態本に拠る『太平記抜書』(蓬左文庫・小浜市立図書館・島原松平文庫・長谷川端氏)、整版本として出版された『太平記要覽』(貞享五年(一六八八)、西尾市立図書館岩瀬文庫・八戸市立図書館(未見)・大橋図書館(焼失))等が挙げられるが、これらは『参考本』以前のもので、『参考本』出版以後にも梗概書の抜書が作成された徴証として本書は貴重である。

⑧明德記抜書

漢字片仮名交り、一面七行。冒頭を示す。

明德記巻第上抜書

將軍宣ヒケルハ今度ノ彼等カ企ハ全ク訴訟之儀ニハ非ス、只(八丁裏)天下ニ心ヲカクル物トコソ覚タリ(岩波文庫29頁相当)……其時暫会釈相図ノ螺ヲ吹立テ上下ノ大勢揉合(同30頁相当)……去

程二東寺へハ今川上総介泰範(同31頁相当)……陣ヲ取テ四方

ノ門ヲ固メ所々ニ矢倉ヲ上テ(同31頁相当)……(一)内は朱  
抜書されている部分をつないで読み通せば一応文意は通じ、ある程度  
梗概書の意味も持つやもしれぬが、やはり武器・装束等への興味が窺  
えこれも何らかの注釈の草稿であろう。底本は内閣文庫蔵慶長十九年  
古活字本(すみや書房・古典資料)に近い。

### ⑨ 応仁記抜書

本書は文字違い・筆跡ともに⑧に同じ。こちらは章段名をあげ、本  
文詞章を抜書する。依拠本文は未勘。

\*

\*

\*

以上八種の抜書はいずれも何らかの注釈か或いは校本作成のための  
草稿と思われる。特に武器等に多大な興味を示しており、その方面の  
故実家の仕事の未完成品かとも推測される。江戸中期の故実家として  
挙げるべきは伊勢貞丈で、その膨大な著述の中で武装に関するものと  
しては『平義器談』『五武器談』『武器考証』等が思い浮かぶ。まず  
『五武器談』所収の『保元物語武器談』と①参考保元物語抜書とを比  
較してみる。前者の冒頭を引用する。

○一基盛うち路へ向ふしらあをの狩衣にあさき糸の鎧にうはをりした  
るゑはしの上に白星のかふとを着し切ふの矢に二所藤の弓もち黒  
き馬に黒くら置てそのりたりける

○しらあをの狩衣(以下略)

(『国文註釈全書』742頁上)

①の五丁目は、

参考保元物語一中  
官軍方々手分段

明レハ六日檢非違使トモ関々へ越ケルニ基盛宇治路へ向フニ白書  
ノ狩衣ニ浅黄絲ノ鎧ニ上オリシタル烏帽子ノ上ニ白星ノ兜ヲ著切  
符ノ矢ニ二所藤ノ弓持黒馬ニ黒鞍置テソ乗タリケル

とあり、傍線部の後は前者に一致する。すべてを確認したわけではな

いが、以下『保元物語武器談』に立項する詞章は、①に抄書された本  
文から抜き出したものようで、即ち①は『保元物語武器談』作成の  
ための下準備の抜書だったらしい。同様の事情は②参考平治物語抜書  
と『平治物語武器談』、③と『平家物語武器談』の関係にも窺える。  
『源平盛衰記武器談』は④↓⑤を承けて成立したものでだろう。『太平  
記武器談』は『五武器談』凡例に、

太平記に至りては本文を載る事煩しくて各その本文を略したゞ条  
目を出して其名物のみをあげ談しむ (全書741頁上)

とあるように『太平記』の引用は章段名と僅かな詞章のみで本文研究  
からは興味を引かないが、巻二十二が存在し、版本に拠るだろう。

⑧明德記抜書・⑨応仁記抜書は『五武器談』には該当するものはな  
いが、『武器考証』に『明德記抜書』『応仁記抜書』が収められてい  
る。前者の冒頭を引用する。

(螺)巻上、御所各御前へ被レ召テ軍ノ御評定アリケルニ、中略。

其時暫会釈、相図ノ螺ヲ吹立テ上下ノ大勢採合セ、一戦ノ中ニ天  
下ノ安否ヲ定ハヤト思フ。 (『武器考証』二、84頁上)

傍線部は⑧の項で引用した詞章の波線部(前頁下)に一致し、これも  
⑧を礎稿にして作成したと推測される。

細かい例証は省略するが、以上のように①↓⑧・⑧・⑨は何れも伊  
勢貞丈の武器関係の故実書作成のための礎稿と考えてまず間違いない  
だろう。なお『五武器談』は明和八年(一七七二)十月の序を持ち、  
『武器考証』は明和五年(一七六八)から十二年の歳月を費し安永八

年(一七七九)二月に成ったと跋に見える。前者は武器に関する軍記  
物語の章句を抽出しこれに解説を加える形式を持つが、後者は書名別  
に武器に関する事項を目次の如く抽出し、その下に軍記物語の詞章を  
引用、間々解説を付したものに変わっている。更に後者は物の名によっ  
て部を分け、その物の名の下に書名を標示した目録、引用書名の目録

なども備え、前者よりも格段に利用し易い措置が施されている。そこには、

和漢の歴史文学に通じ、殊に家蔵の夥しい古書古記録を整理し、分類し、解説し、総合して、研鑽措かず、しかも謹厳にして、事を処理する、綿密にして忠実、其の著録する所、細大洩らさず、全く煩を厭ふを知らざるもの如く。

と評された貞丈の学風が如実に窺える。『五武器談』『武器考証』等の背後には、そのための準備段階としての膨大な抜書類が存在したであろうと思われ、この『軍記抜書九種』はそのほんの一端に過ぎないだろう。

さて⑦鶴林丈評見合抜書は、以上の抜書とは少しく様相を異にして諸本研究の上から興味を引くので、以下に章を改めて触れる。

二 『鶴林丈評見合抜書』

翻刻で判るように本書は『参考太平記』の巻数・章段名・丁数および本文詞章を掲げ、その箇所に相当する『写本』の詞章・丁数を記す(朱)。丁数を明記し、かなり微細な校異まであげている点で他の八種の『抜書』とは異質である。『見合抜書』(以下略称する)の異文掲出数は次表の如くである。

巻によって掲出数の多少はあるがさして問題にすべき点はない。全掲出数二二六というのは巻に平均すれば一巻に六箇所(全三十九巻と考える)となる。後述するように『写本』は玄玖本系統の一本と推定されるが、そうしたら『参考本』(流布本)に相違する異文の数としては非常に少ないと言うべきである。例えば玄玖本に少しく類似する南都本の、『参考本』における巻一の異文は十四箇所挙げられており、それと比べても少なさが判るであろう。

ところでこの『見合抜書』の目的は何であろうか。掲出されている

数	8	7	6	5	4	3	2	1	参 異 玄 一 参 掲	考 文 玖 考 出	本 本 本 本 本	卷 出 と 所 異 所	数 の 數 文 數
	8	7	6	5	4	3	2	1	参 異 玄 一 参 掲	考 文 玖 考 出	本 本 本 本 本	卷 出 と 所 異 所	数 の 數 文 數
	9	3	6	1	1	1	5	4					
	6	2	5	1	0	0	2	1					
	1	1	3	0	0	0	0	1					
	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9		
	7	4	15	4	7	8	4	5	1	12	3		
	5	4	10	4	5	5	2	3	1	6	3		
	2	1	1	2	1	2	1	0	0	1	0		
	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20		
	0	13	2	10	10	3	10	16	12	6	8		
	0	12	1	9	6	0	6	13	11	5	7		
	0	0	0	1	4	2	1	1	3	2	1		
合計	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31			
236	6	11	7	0	5	3	3	1	6	4			
179	5	11	7	0	5	3	3	1	6	3			
35	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			

校異が、今日の諸本研究の立場から見ればさして必要とも思われぬ箇所も少なくない。例えば(6)の例「敦賀津」と「放生津」(『写本』(翻刻42頁下)など固有名詞の相違はそれなりの意味は認められようが、「射落サント」と「射テ置ケト云マヽニ」(下24、翻刻52頁上)の違いなどは、この程度の異同は無数にあるはずで、何故ここを採りあげたのか、何のためにこれを摘記したのか理解に苦しむ。また他の『抜書』に窺える武装等に係わる興味によるものかとも考えてみたが、

異文総数二三六のうち武具等に関係する異文は大目に見ても一割強で目立った傾向とは認めにくい。とは言うものの九種の抜書のうち、本書⑦のみが別目的というのも不自然で、やはり故実家の考証のための礎稿であろう。この点については後述する。

対校の底本にした『参考本』には写本と版本(『国書総目録』によれば元禄四年・正徳三年・天保十年の整版がある)とがあるが、『見合抜書』の異文掲出箇所明記されている巻数・丁数は架蔵の元禄四年整版本と比較した結果すべて一致する。また所謂『太平記』の「序」(古今ノ変化ヲ採テ安危ノ来由…)について『抜書』は、

(1)右文章参考ニ無之

とするが、整版本『参考本』は第一冊目が総目次の冊で、そこでは凡例の後、総目次の直前に「序」がある。『見合抜書』はそれを確認せず右の如く記したのである。以上から『参考本』は整版本に拠るとみられる。

次に『写本』が何本であるかについて考えてみたい。まず巻数および巻の区切り方に関しては、巻二十一の校異の末尾に、

写本之方二十二之巻ハ全躰無之

と明記しており、巻二十二は欠巻。また最終巻は巻四十。即ち巻二十二を欠く四十巻本で古態本であると言える。

『参考本』巻十六の(四)「尊氏筑紫下向ノ巻」・(七)「小式菊池合戦巻」・(七)「多々良浜合戦ノ巻」がいずれも『写本』では巻十五に収められており、この区切り方は玄玖本の類など古態本の区分に一致する。

『参考本』巻二十二(七)「畑六郎左衛門方段」から(四)「佐々木信胤成宮方」の話までは『写本』では巻二十三に、(四)「義助下向予州段」は『写本』では巻二十四に入る。また「土岐頼遠参向御幸段」の話(四)(四)は巻二十三に配される。この区分の仕方・記事順序も玄玖本・西源院本など甲類本に同じである。

『参考本』巻二十五(巻二十七の三巻は『写本』では巻二十六・巻二十七の二巻になる。巻二十七の校異は(四)「師直師泰奢侈之段」からであるが、おそらく巻二十七は「賀名生皇居事」(この段校異なし)で始まるかと推測される。この区分も甲類本の特徴に合致する。

『参考本』巻三十九のうち(四)「蒙古寇本朝段」は巻四十に属し、これから巻四十を始めるのは玄玖本・南都本の類である。

以上いくつかの巻の区切り方の特徴から見れば、『写本』は甲類本のうちの玄玖本の類・南都本の類に一致するのである。

次に記事の有無という面からは、巻四十の後に、

一 参考ノ内

雲景未來記

北条家金勝院本無ニ此段トアリ

足利義詮上洛

金勝院本西源院本無ニ此段トアリ

右二箇所ハ写本之方ニ全躰無之

と注記があり、この条件によって伝本の種類は極めて限定されてしまふ。「雲景未來記事」(『参考本』では巻二十七)を欠くのは玄玖本・南都本・京大本の類の三系統の諸本であり、「足利義詮上洛事」(同じく巻二十七)を欠くのは玄玖本・西源院本・京大本の類の三系統の諸本である。右の二記事ともに欠くのは玄玖本・京大本の類となるが、京大本の類は既にみた巻の区切り方が『写本』とは大きく異なり除外される。即ち問題の『写本』は玄玖本の類ということに落ち着く。前頁の表から『見合抜書』の異文のうち玄玖本の詞章と一致するのは、全異文数の約七六%という数字が出るが、これとも抵触しない。

さて現在知られている玄玖本系統の諸本としては次の六本がある。

(一)玄玖本(尊経閣文庫蔵)

(二)松井本(静嘉堂文庫蔵)

(三)神宮徴古館本(神宮徴古館蔵)

(四)真珠庵本(神田喜一郎氏蔵)

(五)服部本

(六)北畠文庫本

このうち(一)～(三)については『見合抜書』と比較してみたが明らかに異なる箇所があり、『写本』と同一の伝本とは言えない。(四)は未見で高橋貞一氏の成果<sup>5)</sup>によってその特徴を窺い知るのみだが、『見合抜書』の掲出異文に相当する詞章が引用されているのは、(四)「朝儀年中行事事ノ段ノ内」の五行ほどであり(翻刻53頁下)、これを注(5)の引用文(196頁)と比するに詞章は同じながら用字が異なる点があり同一写本とは断じ難い。(四)・(六)は古典籍下見展に出品されたものの今日所在不明でその実態を知る由もないが、これらも後述の理由で『写本』に相当しないだろう。

ここで一つ注目したいのは『写本』の丁数の問題である。『抜書』の校異によって『写本』の巻の最終丁が確実に判明するのは巻三十八である。

仰同シ段(細川清氏討死ノ段)ノ内

四十八丁 天運イマダ至ラヌ処(中略)故ナリ(写本三十三頁) 右

ノ文章ノ下ニ、今細川相摸守(中略)トハ如此ノ夏ヲヤ申ヘキ

(翻刻60頁上)

右の校異は巻三十八の大尾(大系本<sup>6)</sup>428頁相当)に関してであり、『写本』巻三十八は墨付五十三丁で終わるとみてよいだろう。そこで複製本・紙焼写真など手元で判る諸本の巻三十八(玄玖本で言う「悪星出現之事付湖水干上之事」から「年号改元之事付太元軍之事」までに相当する記事を持つ巻)の墨付丁数と一面行数を調べてみると次表の如くである。

伝本名	丁数	行数	伝本名	丁数	行数
玄玖本	30	10	宮内庁書陵部本	41	9
松井本	32	10	米沢本卷三十九	35	10
神宮徴古館本	47	9	今川家本	34	9
真珠庵本	?	10	吉川家本	34	10
北畠文庫本	?	10	吉田文庫本	29	12
南都本	40	10	梵舜本	29	12
相承院本	34	10	神宮文庫本	27	11
内閣文庫本	40	10	天正本卷三十七	38	8
筑波大本	30	11	義輝本卷三十七	30	11
松浦史料館本	33	9	野尻本卷三十九	40	9
毛利家本	46	8	京大本卷三十九・四十	74	9

これから判る諸本の丁数(ほぼ三十～四十丁が平均)と『写本』の五十三丁とを比べてみると、『写本』の丁数が極めて多いことが注意される。『写本』はこの他の巻でも、例えば巻十四は八十一丁以上、巻十七は八十六丁を越え全般的に丁数の多い伝本である。これは築田本や京大本のように殆んど平仮名で僅かに漢字が交るといふ用字でならば考え得る丁数だが、ごく普通の漢字片仮名交りの文字遣いであるとしたら、大ぶりの文字で一行の字数が少なく一面の行数も少ない(一面行数の最も少ない伝本は、管見では『竹柏園蔵書志』40頁所載の天文本<sup>7)</sup>で七行)写本であろう。因に玄玖本系統の真珠庵本は十行・(四)服部本は九行・(六)北畠文庫本も十行で、一面行数を以て丁数の面から

おそらく『写本』の候補からはずれるだろう。

以上、やや微細に終始した考察の結果、管見の範囲では『写本』に該当する伝本はなく、江戸中期には確実に存在したであろう玄玖本系統の未知の一本であるという結論になる。『見合抜書』が直接『武器考証』等に利用された否かは不明だが、推測した如く本書が伊勢貞丈の抜書ならば、それによって十八世紀後半に存在した未知の『写本』の本文系統を特定できるのはやはり有意義なことと、『参考太平記』以後の諸本研究史の中での重要な一資料として位置づけ得るのである。

(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	
〔籠矢〕 卷十四、手越合戦	〔答ノ矢〕〔矢合ノ鎧〕 同右	〔金覆輪鞍〕他 卷十六、筑前国多々浜合戦	〔紅下濃黒糸麩〕 卷十四、箱根竹下軍ノ事	〔赤革威腹巻〕 同右	〔卯花威鎧ノ妻取タル〕 卷十三、中先代滅亡ノ事	〔上指ノ鎧〕 卷十一、筑紫合戦ノ事	〔赤地錦直垂〕他 卷七、大塔宮至ニ吉野山一御合戦ノ事	〔武器項目〕異本太平記巻数・章段名 参考本
431頁	504頁上	504頁上	436頁上	412頁上	412頁上	330頁下	165頁下	
(10)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	
〔旗頭〕 卷三十六、尾張小河東池田等事	〔腹巻ノ高紐〕他 同右	〔小具足〕 同右	〔甲冑ヲヨロフ〕 卷二十八、左兵衛督欲被誅師直師泰事	〔虫尽太刀〕他 同右	〔小太刀〕 卷二十九、摂津国四条河原合戦ノ事	〔小太刀〕 卷十四、箱根竹下軍ノ事	〔綿御旗日月御文〕他 卷十四、旗文日月地ニ落事	〔武器項目〕異本太平記巻数・章段名 参考本
509頁上	268頁上	266頁上	261頁上	298頁下	299頁下	436頁上	424頁上	

三 『武器考証』所収『異本太平記抜書』

『武器考証』に右掲の書があるのを見出し、実はこれが『見合抜書』の『写本太平記』であろうと予想した。ところが『異本抜書』(以下こう略称)の掲出詞章(十八箇所)は『見合抜書』のそれとは全く重ならず別の箇所が抽出されている。どうやら『異本太平記』は全く別の写本らしいとのあたりが分かった。本書は故実叢書本で僅か三頁分という短いもので、左に項目と引用詞章の該当頁数を『参考太平記』(国書刊行会本)で示す。

右のうち章段の巻配置で注意すべきは(6)・(13)・(16)で、これらは古態本あるいは流布本での巻数とは少しく異なる。巻配置がこれと同じ伝本は京大本・豪精本・中京大学本・米沢本・学習院本・前田家本に限られてしまう。このうち『異本抜書』では巻七にある(1)「大塔宮至吉野山御合戦事」の章段を、前田家本は巻六の中ほどに「二階堂出羽入道吉野発向事」として配すという特異な巻区分をしており、『異本』の候補から除外される。結局『異本抜書』から窺える巻数の上からは京大本の類と中京大学本・米沢本・学習院本の系統になる。

本文詞章の上からはどの伝本に該当するだろうか。(1)の詞章を引用する。

大塔宮、今ハ不<sup>レ</sup>遺<sup>レ</sup>依<sup>レ</sup>ナリト思召切テ、赤地錦ノ直垂ニ、緋綴ノ  
 鐘ノマタ巳ノトキ計ナルヲ、草摺長ニ透モナク召レ、龍頭ノ冑ノ  
 鍬形大ニ打テ付、白檀塚ノ髓当ニ、兵庫鑓ノ太刀ヲ帯、三尺五寸  
 ノ長刀ヲ脇ニ挟ミ、不<sup>レ</sup>劣兵士并余人立<sup>レ</sup>前後左右。

〔武器考証二〕 382頁下)

まず『参考本』との関係について言えば、点線部は『参考本』に割注として記される金勝院本の校異で何とか復元できようが、傍線部は同音ながら表記が全く異なり、さらに太い傍線部は『参考本』には見えない詞章である。これから判断すると、『異本抜書』は『参考本』所引の校異(金勝院本)によって詞章を作ったのではなく、実際に『異本』から直接引用したものと思われる。

金勝院本の本文の特徴をよく表わしている(2)の例を次に示す。

菊池入道、櫛田宮ノ前ヲ打過ケルトキ、軍ノ凶ヲ示サレケン、  
 後乗打ニシタルヲ御咎メ有ケン、菊池ノ駕タル馬、頓ニスクミ  
 テ一足モ不<sup>レ</sup>進。菊池大ニ腹立テ、奈ナル神ニテモ在マセヨ、寂  
 阿ガ軍場ヘ向ンスル途中ニテ、乗打テ尤玉フ可ヤウヤアル、其ノ  
 義ナラバ矢一ツ進ン、受テ御覽ゼヨトテ上指ノ鏑ヲ拔出シ、

武士ノ上箭ノカムラ一筋ニ思ヒキルトハ神モ知ラン  
 ト読テ、神殿ノ扉ヲ二矢迄ゾ戈タリケル、矢ヲ放ツト馬ノスクミ  
 直リケレバ、サゾヨトテ振然トシテ打通ル、後ニ社壇ヲ見レバ、  
 二丈計ナル大口繩、菊池ガ鏑矢ニ当テ死ケルコソ不思議ナル、(同  
 382頁下)

諸本に傍線の和歌はなく、櫛田宮で鏑を射る前に該歌を詠んだとするのが金勝院本の特徴である(天正本では阿曾宮で)。先に挙げた候補の諸本のうちでこの歌がある豪精本との校異を( )内に記した。微細な相違であるが、『異本』と豪精本とが完全に同じ伝本とは言えないようだ。中京大学本・米沢本はこの歌を欠き別系統の本文である。

(1)・(16)を『参考本』所引の金勝院本との距離によって分けると次のようになる。

(A) (1)・(16)は『参考本』の引用する校異が金勝院本の独自異文であり、しかもそれが『異本』に極めて近い。

(B) (2)・(16)は金勝院本独自の異文ではなく他本にも共通する詞章で、『異本』にかなり近い。

(C) (13)・(14)は『参考本』に金勝院本の校異は載らない。

(A)の例が圧倒的に多く恐らく『異本』は金勝院本の系統かと思われる。ところで『参考本』所引の金勝院本は現在所在不明で、この系統の諸本は丁類本と称されている。鈴木登美恵氏の解説を引く。

○丁類本(甲類の巻第十四から十八までの五巻に相当する部分を七巻に分割して、全体を四十一巻に分割してゐる本。及び、甲類の巻第十四から十八までを七巻に分割した上、甲類の巻第三十八・三十九・四十の三巻を四巻に分割して、全体を四十二巻に分割してゐる本)

京大本(京都大学蔵)

豪精本（龍門文庫蔵）

釜田本巻第二十三以前

この他、武田祐吉旧蔵本（国学院大学蔵）・佐佐木信綱旧蔵天文本（成實堂文庫蔵）もこの系統かと推測される。丁類本諸本は、

巻数・巻の分け分に於いては甲類に比して後出と認められるが記事構成に於いては甲類と共に古態を保つと認められる。

とされるように重要な系統なのだが、伝本数がさして多くない上、何れの写本も実質的に披見や困難という隘路もあって研究が進んでいない。手元にある京大本・武田本の一部の巻の紙焼および豪精本の一部の巻の調査メモと、『異本』の該当箇所とを対校してみたが、どの本もかなり近似するものの細かい所で辞句の有無に係る相違があり完全に一致する伝本はなかった。釜田本は未調査・天文本は未見のため、『異本』に一致する可能性なしとはいえないが、今は丁類本のやはり未知の一本を伊勢貞丈が触目したと考えておく。

ところで貞丈がこの『異本抜書』を著したのは、そこに見える武器の名称等が他本とは違う特徴的なものであったからだと思われる。とすれば『異本』と通行本（整版本・参考本）との対校という作業を通じて、はじめて『異本』であることを知るわけで、『異本抜書』にもこの前段階として『鏗林杖評認見合抜書』の如きものが存在したと考えて不自然ではない。『異本抜書』は僅か十六箇所の異文しか引いていないが、これは武器に関する興味が優先したもので止むを得ず、諸本研究の立場からは『見合抜書』の如きものが出現すれば、更に多くの恐らくは丁類本系統の異文を窺い知ることができるであろうと夢想するのである。先に『見合抜書』の目的がやや不鮮明であるとしたが、『異本太平記抜書』と同様な『写本太平記抜書』を作る前段階のものと考えれば不自然ではなく、『見合抜書』もやはり貞丈の仕事の一部分であったのだろう。

以上、瑣事に終始したが『軍記抜書九種』は江戸中期の故実家伊勢貞丈が『五武器談』『武器考証』等を作成したその前段階の作業の所産であり、また『鏗林杖評認見合抜書』は玄玖本系統の、『武器考証』所収の『異本太平記抜書』は丁類本系統の、何れも現在所在不明の写本の抜書であることを述べた。

#### 注

- (1) 『太平記の伝本に関する基礎的報告』（『軍記研究ノート』5号、一九七五年八月）
- (2) 『寛政重修諸家譜』第二十によれば下田師古は大江氏で幸大夫と名のる。正徳五年三月六日表御右筆、享保元年二月十三日奥御右筆にうつり、のち和学の事を承り、享保八年十二月二十二日御書物奉行に転じる（巻一三七八、411頁）。本書編集の時点では奥御右筆。
- (3) 石村貞吉『伊勢貞丈』（一九四四年八月、春陽堂）9頁。
- (4) 鈴木登美恵『玄玖本太平記解題』（『玄玖本太平記因』所収、一九七五年二月、勉誠社）17頁。なお注（1）の旧稿で真珠庵本を豪精本と誤記した（69頁上）。訂正する。
- (5) 『太平記諸本の研究』（一九八〇年四月、思文閣出版）
- (6) 紙焼写真の一部は大森北義氏・長谷川端氏に借覧した。記して御礼申し上げる。
- (7) 注（5）の書の186頁。
- (8) 『展覧入札目録』（一九六八年六月、東京古典会）の写真版二頁に掲載の『太平記』（室町末期写、三冊）が服部本らしく、その写真（巻二十三冒頭）に拠る。
- (9) 『三都古典連合創立十周年記念 古典籍下見展覧会入札目録』（一九七三年十二月、三都古典連合会）による。なお川瀬一馬『大島氏青谿

「書屋のこと」(『書誌学』復刊新29号、一九八二年四月)所載の「青谿書屋展覧目録」に、「古写本 四八太平記 北畠文庫旧蔵 四十冊」とあり(34頁)、本書は大島雅太郎氏旧蔵らしい。

(10) 中京大学本(日置本)は『異本抜書』の引く十六箇所の異文とは殆んど一致せず、この限りにおいては金勝院本(丁類本の系統)とは別の系統の本文を持つ。全般的な検討は別稿に譲る。

(11) 注(4)の5頁。

(12) 『国学院大学図書館蔵武田祐吉博士旧蔵善本解題』(一九八五年十二月、角川書店)の二十六「太平記」(石井由紀夫・小林弘邦稿)による。

(13) 亀田純一郎「太平記」(『岩波講座 日本文学』、一九三二年七月)一〇頁。

(14) 注(4)の注一九(二〇頁)。

(15) 紙焼写真を石井由紀夫氏に借覧した。記して御礼申し上げます。

付記 諸本の閲覧・複写に御高配を賜りました国立公文書館をはじめ、各地の図書館・文庫に厚く御礼申し上げます。

A Comment on The Collated Extract of *Shahon-Taiheiki and Sankō-Taiheiki* with a note on The Nine Versions of *Gunki-nukigaki*

Shigeyuki NAGASAKA